

平成 28 年 2 月

受益者の皆さまへ

D I A M アセットマネジメント株式会社

## 「D I A M ニッポン新産業革命ファンド」の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「D I A M ニッポン新産業革命ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託を終了させていただく予定でありますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および書面決議参考書類をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

敬具

### 記

#### 1. 信託終了（繰上償還）の理由

平成27年11月30日現在、当ファンドの受益権の口数が、信託契約の解約基準となる投資信託約款第45条第1項の規定に定める10億口を下回った状態が継続しております。昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後、純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われまます。また、継続して一部解約の発生も見込まれることから、投資信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。このような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、当ファンドの信託を終了（繰上償還）することが、受益者の皆さまの利益に資するとの判断に至りました。これより、投資信託約款第45条の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成28年4月14日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと思います。

#### 2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| ① 受益者の確定                    | 平成 28 年 2 月 24 日（水）                        |
| ② 書面による議決権の行使の期間            | 平成 28 年 2 月 24 日（水）から平成 28 年 3 月 22 日（火）まで |
| ③ 書面による決議の日（信託終了の可否が決定される日） | 平成 28 年 3 月 23 日（水）                        |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日             | 平成 28 年 4 月 14 日（木）                        |

本書面による議決権の行使については平成 28 年 2 月 24 日現在の受益者の方を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成 28 年 4 月 14 日をもって当ファンドの信託を終了いたします。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了の手続きは行いません。書面決議の結果は弊社ホームページ【<http://www.diam.co.jp/>】で閲覧いただけます。

## ■書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成28年3月22日までに下記宛にご送付ください。平成28年3月22日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

### [送付先住所]

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビルディング5階

D I A Mアセットマネジメント株式会社

投信企画部内 「D I A Mニッポン新産業革命ファンド」信託終了に関する議決権行使書面受付窓口

### [ご注意事項]

- ・同一の受益者の方が本信託終了につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使内容が異なるときは、すべての議決権の行使に関して無効とさせていただきます。
- ・議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご提出されない場合）は、賛成するものとさせていただきます。  
したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

## ■反対受益者の買取請求について

本決議が可決された場合において、信託の終了に反対した受益者の方による受益権買取請求は、当ファンドの投資信託約款第51条に基づき、反対者の受益権買取請求規定の適用がされないため、受付けておりません。

換金をご希望の受益者は、賛成・反対にかかわらず通常の解約（換金）請求を受け付けておりますので販売会社までお申込みください。

※当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」および関連法令の改正に伴い平成26年12月1日付で約款変更を行っており、これに伴い信託契約の解約に係る手続きおよび反対者の買取請求に係る手続きが従来より一部変更されております。

詳しくは弊社ホームページ等にて最新の目論見書をご確認ください。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

D I A Mアセットマネジメント株式会社

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）